

監査公表第16号(平成30年8月10日、県公報第4016号登載)

平成30年1月10日～平成30年2月15日実施 総務部、企画・地域振興部及び商工部
出先機関定期監査結果に基づく措置通知(平成29年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査結果の報告(平成30年3月29日29監総第504号-2)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年8月10日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	行正 晴實
同	岩崎 勇
同	江藤 秀之

30行経第989号
平成30年7月24日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 行正晴實殿
同 岩崎 勇殿
同 江藤秀之殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年3月29日29監総第504-2号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	滞納者の所有する土地の競売に関して、裁判所が設定した終期までに交付要求がなされていなかった。	事務手順の見直しを行い、多重チェックを強化することで事務処理体制の強化を図るとともに、文書や会議、研修会を通じ、適正な事務処理を図るための周知を徹底する。